

JASPA会員の皆様へ

4月1日からハラスメント防止措置が法律で義務化されました。



原則、会社は、次の5つの対策は実施しなければなりません。

- ① 社長のハラスメント禁止の決意表明と社員への周知
- ② 社内外相談窓口の設置
- ③ 研修の実施（超重要）
- ④ アンケートの実施
- ⑤ 懲戒規程含む就業規則の見直し



具体的にすべきことは次のような事項です。

1. 決意表明、社内ポスター等を作成、活用が効率的です。
2. 社内外相談窓口設置・運用が極めて重要です。
3. コロナ禍の研修にはWEBシステムや自習テキスト等が活用できます。
4. アンケートは社内の現状把握に非常に効果的です。
5. 就業規則の制定又は変更が必要です。

上記等の対応状況を無料診断致します。

お申込書

FAX 050-3133-0539（石津行）

会社名

お名前

TEL ()

email @

※ 上記情報はお申込の確認以外の用途には使用いたしません。

【お問い合わせ先】 石津社労士事務所 特定社会保険労務士 石津雄美

☎ : 090-1738-7991 mail : 07159596012@jcom.home.ne.jp

令和4年4月1日実施

(裏面からお申込下さい)

ハラスメント防止措置対応状況の 無料診断サービス中！！

ステップ1, 2は無料です。

貴社のハラスメント防止法対応状況がどれだけ整備できているか、まずは無料診断を受けてみませんか

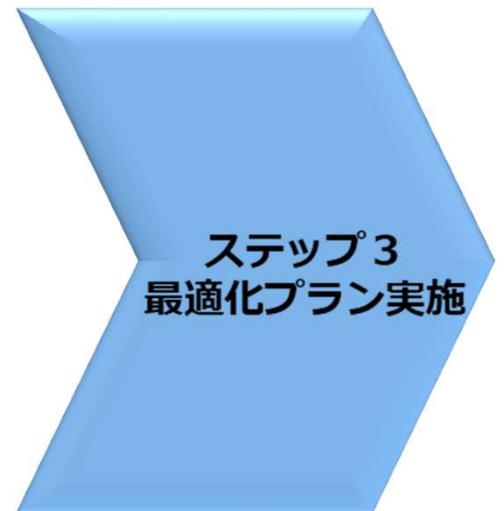
本サービスは、以下の3つの手順に進めさせていただきます。



対応状況の診断
を行います。



現状最適化プランを
ご提案します。



最適化プランの実施を
支援します。